

# ☆☆☆児童に関する制度☆☆☆

## ◎児童手当◎

### ☆児童手当はどんな制度？☆

これからの未来を支える子ども達が、心も体も健やかに育ち幸せになるためには家庭における生活の安定が必要です。そこで、子育てにかかる費用の一部を児童手当として支給することにより、子どもと暮らし、子どもを養い、守り育てる方の生活を支援することを目的としています。



手当を受給できる人は？	日本国内に住所があり、小学校修了前の児童を養育している方です。ただし、所得額の制限があります。
手続きはどこに行けばいいの？	役場の福祉係の窓口での手続きになります。 (※公務員の方は勤務先での手続きとなります) 子どもが生まれたときは「認定請求書」又は「額改定認定請求書」の提出が必要です。 また、毎年6月には「現況届」の提出も必要となります。提出がない場合手当が支給されませんのでご注意ください。
支給期間はいつまで？	生まれた日の翌月から12歳になって最初の3月31日までの間にある児童です。ただし、前年の所得が一定額以上の場合には支給されません。
支給はいつ？	毎年2月・6月・10月にそれぞれの前月分までの分がまとめて支給されます。
支給金額は？(月額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3歳未満のお子さん 一律10,000円</li> <li>● 3歳以上のお子さん <ul style="list-style-type: none"> <li>最初のお子さん 5,000円</li> <li>2人目のお子さん 5,000円</li> <li>3人目以降のお子さん 10,000円</li> </ul> </li> </ul> <p>※ただし、児童手当制度での「児童」とは18歳になった年の最初の3月31日までとなっています。次の例の場合は3人目のお子さんであっても月額1万円とはなりません。</p> <p>(例) お子さんが3人いる場合 第1子が20歳、第2子が15歳、支給対象児童は第3子の10歳のお子さんだけの場合、月額は1万円ではなく5千円となります。</p>
今年所得制限でもらえなくなったけど、この先ずっともらえないの？	そんなことはありません。 今年所得制限で児童手当がもらえなくても、来年は要件(所得制限の限度額の変更がある場合や所得が範囲以内の場合)を満たせばもらえる可能性があります。

### ☆6月は児童手当の現況届の提出月です。



現在児童手当を受けているすべての方は、6月中に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。提出がない場合、6月分以降の手当は、現況届が提出されるまで支給されませんのでご注意ください。

6月1日以降に役場から送付されます「児童手当現況届」等に必要事項を記入し、保健福祉課福祉係に提出してください(※公務員の方は勤務先での手続きとなりますので送付されません)。

☆提出先☆ 役場保健福祉課福祉係 ㊟ 29-2111 (内40)


※詳しくは、「児童手当現況届」を送付する際に同封されているお知らせをご覧ください。

## ◎児童扶養手当◎

### ☆児童扶養手当はどんな制度？☆

父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

※平成14年の法律改正により、離婚等による生活の激変を緩和し、母子家庭の自立を促進するという目的で見直され、平成20年4月から、手当を受けてから5年以上を経過した方については、その一部を支給停止することとされています。ただし、受給資格者の方が就労している場合や求職活動をしている場合、または障害の状態にある場合などは、一部支給停止措置が適用されることはありません。

<p>手当を受給できる人は？</p>	<p>次の①～⑧に該当する児童を育てている母親又は養育者です。 注) ここでの児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、また一定の障害がある児童は20歳未満までの子のことです。</p> <p>①父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童 ②父が死亡した児童 ③父が重度の障害にある児童 ④父の生死が明らかでない児童 ⑤父から引き続き1年以上遺棄されている児童 ⑥父が引き続き1年以上拘禁されている児童 ⑦母が婚姻によらないで生まれた児童 ⑧父母とも不明である児童</p> <p>※ただし、<u>公的年金を受給できる方や、児童が母の配偶者に養育されている場合などは対象になりません。母子家庭等の方すべてが受給できる手当ではありません。</u></p> 
<p>手続きはどこに行けばいいの？</p>	<p>役場の福祉係の窓口での手続きになります。手当を受けるには次の書類を添えて手続きをして、知事の認定を受けることにより支給されます。</p> <p>①請求者と対象児童の戸籍謄(抄)本 ②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し ③その他必要なもの(印鑑、預金通帳等)</p>
<p>支給はいつ？</p>	<p>毎年4月・8月・12月にそれぞれの前月分までの分がまとめて支給されます。</p>
<p>支給金額は？(月額)</p>	<p>全額支給の場合 41,720円 一部支給の場合 41,710円～9,850円 (所得制限などにより、手当の全額又は一部の支給が停止される場合があります。また、対象児童が2人以上いる場合は定額が加算されます)</p>

## ◎特別児童扶養手当◎

### ☆特別児童扶養手当はどんな制度？☆

身体や精神に障害のある20歳未満の児童について児童の福祉の増進を図るための制度です。

<p>手当を受給できる人は？</p>	<p>20歳未満で精神または身体に一定の障害がある児童を育てている父母または養育者が請求することによって手当を受けることができます。</p>
<p>手続きはどこに行けばいいの？</p>	<p>役場の福祉係の窓口での手続きになります。手当を受けるには次の書類を添えて手続きをして、知事の認定を受けることにより支給されます。</p> <p>①請求者と対象児童の戸籍謄(抄)本 ②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し ③その他必要なもの(印鑑、預金通帳等)</p>
<p>支給はいつ？</p>	<p>毎年4月・8月・11月にそれぞれの前月分までの分がまとめて支給されます。ただし、11月は支払い月分までの支給となります。</p>
<p>支給金額は？(月額)</p>	<p>一人につき 1級 50,750円 2級 33,800円 (所得制限により手当が受給できない場合があります)</p>